2　申請の時期
　申請時期は、定期受付期間終了（平成25年１月31日）後、随時で受け付けを行っているが、平成26年度当初からの資格付与を希望する者は以下の期間に申請書を持参又は郵送すること。
⑴　持参する場合　平成26年２月３日から平成26年２月28日までの間（受付時間は行政機関の休日を除く10時～16時（12時～13時は除く。）とする。）に申請すること。
⑵　郵送の場合　平成26年２月３日から平成26年２月28日（当日消印有効）までの間に郵送（書留又は簡易書留に限る。）すること。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　地方農政局所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、次のホームページから入手することができる。
http://nnppi.nn-net.go.jp/guide.html
⑵　申請書の提出方法　持参又は郵送により申請書を提出する場合は、申請書に次に掲げる書類を添付し、本社（店）が所在する区域の提出場所（別記の「申請書の提出場所」参照）に持参又は郵送により提出すること。ただし、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがある。
①　建設工事契約
ア　営業所一覧表
イ　総合評定値通知書の写し
ウ　業態調書
エ　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３）の写し
オ　共同企業体等調書（経常共同企業体）
カ　共同企業体協定書の写し（経常共同企業体）（任意様式）
キ　申請者が合併新設会社又は合併存続会社等で合併後５年未満の場合には当該事実を証明する書類
ク　行政書士等による代理申請による場合には委任状
②　測量・建設コンサルタント等契約
ア　技術者経歴書
イ　営業所一覧表
ウ　財務諸表類
エ　登記事項証明書（法人の場合）又はその写し
オ　登録証明書等（営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はこれの写し）
カ　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３）の写し
キ　行政書士等による代理申請による場合には委任状
⑶　申請書等の作成に用いる言語等
①　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のその他の書類は、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
②　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。
4　競争に参加することができない者
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　申請書及び審査に必要な書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑷　数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体であって、上記４の⑴～⑶に該当する構成員を含む者
⑸　次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者を含む。）
①　契約の履行に当たり故意に工事等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
⑹　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査を受けていない者
⑺　経営事項審査において、総合評定値通知書を受けていない者
5　競争参加の資格及びその審査
⑴　建設工事契約　上記４の競争に参加することができない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行う。
①　総合数値の算定方法
ア　経営に関する客観的事項の審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・A
イ　専門技術者に関する審査数値・・・B
ウ　工事成績の審査数値・・・・・・・C
審査結果の総合数値算定方式
Ａ＋Ｂ＋Ｃ
②　各事項の付与数値［表のため略］
③　共同企業体（数人の建設業者が共同して工事を施工するため、協定により結成した企業体）の総合数値の算定方法は、次に掲げる数値を上記５の⑴の②の各事項の付与数値にあてはめるものとする。
ア　経営に関する客観的事項の付与数値
ａ　許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高は、各構成員の種類別年間平均完成工事高の合計額
　また、許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高は、各構成員の種類別年間平均完成工事高の合計額
ｂ　自己資本額及び利益額は、各構成員のそれぞれの合計値
ｃ　経営状況の数値は、構成員の算出平均値
ｄ　技術職員の数は、各構成員の合計値
ｅ　その他の審査項目（社会性等）は、構成員の算出平均値
イ　専門技術者に関する付与数値は、各構成員の職員の合計値
ウ　工事成績の付与数値は、構成員の算出平均値
⑵　測量・建設コンサルタント等契約　上記４の競争に参加することができない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行う。
①　総合数値の算定方法
ア　年間平均測量等実績高の審査数値・A
イ　自己資本額の審査数値・・・・・・B
ウ　流動比率及び営業年数の審査数値の合計値・・・・・・・・・・・・・・・C
エ　専門技術者に関する審査数値・・・D
オ　施行成績の審査数値・・・・・・・E
審査結果の総合数値算定方式
Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ
②　各事項の付与数値［表のため略］
6　資格審査結果の通知
「資格確認通知書」により通知（郵送）する。
7　資格の有効期間及び更新手続
⑴　競争参加資格の有効期間　資格を付与されたときから平成27年３月31日までとする。
⑵　有効期間の更新手続　上記７の⑴の有効期間の更新を希望する者は、平成26年10月以降に平成27・28年度に係る競争参加者の資格に関する公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。
8　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所
別記の「申請書の提出場所」に同じ。
9　その他
⑴　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。
⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取り扱い　今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
　また、平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
　なお、更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格が取り消される場合がある。